

川内原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更」

(補足説明資料－5、6抜粋)

2021年8月23日

九州電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容については、商業機密に係る
事項であるため公開できません。

目 次

(補足説明資料)

5. 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の考え方について
6. 火山影響等発生時の緊急時対策所の居住性確保について

補足説明資料－5

予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の
考え方について

1. 保安規定における予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合の考え方

「保安規定変更に係る基本方針」(以下、「基本方針」という。)では、予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合の考え方について以下を記載している。

[記載箇所：4.4-1 頁～4.4-4 頁]

(1) 基本的な考え方

保安規定第4章に定める設備・機器が、運転上の制限を満足しない状態に移行する場合のうち、予防保全を目的とした点検・修理を実施するために計画的に運転上の制限を満足しない状態に移行する場合については、保安規定の運転上の制限の考え方として、突発的に生じた運転上の制限の逸脱とは明確に区別すべきものであることから、その定義、運用を明確に定める必要があるため、保安規定において、「予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合」の条文を規定している。

この条の運用を適用できる点検・修理は、運転上の制限が設定されている設備・機器及びそれらに直接的に関連する設備・機器(以下、「対象設備・機器」という。)に対して「予防保全を目的とした点検・修理であって、対象設備・機器に要求される機能が維持されていることはもちろんのこと、故障、損傷等の兆候(軽度な場合を除く)がない状態から実施するもの。」に限定され、機能確認試験や消耗品の交換、清掃、手入れ等の点検・修理には適用できるが、機器に故障、損傷の兆候(軽度な場合を除く)がある場合やその機能が低下していることに伴う点検・修理には適用できない。なお、この考え方については、「「運転上の制限を満足しない場合(第4項及び第5項)の運用方法について」平成13年4月1日原子力事故対策室」を参考に記載したものである。

(中略)

ここで、予防保全を目的とした点検・修理作業とは以下のものとしている。

- ① 法令に基づく点検・修理(例：消防法第3章に基づいて非常用ディーゼル発電機用軽油タンクの消火設備を修理する際に軽油タンクを空にすることにより、軽油タンクの動作不能の状態が生じる場合)
- ② 自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・修理
- ③ 原子炉設置者が自主保安の一環として、定期的に行う点検・修理(放射線モニタ点検、可燃性ガス濃度制御系点検、非常用ガス処理系点検、中央制御室非常用換気空調系点検、変圧器点検、送電線点検等)
- ④ 消耗品等の交換にあたって、交換の目安に達したため実施する点検・修理(フィルタやストレーナの交換、潤滑油やグリース補給等)

(2) 重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のうち、新規制基準導入に伴い追加となったLCO対象設備について

新たに導入された、重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備の予防保全を目的とした点検・修理についても、LCOが設定されるものであれば、(1)の基本的な考え方の適用に相違があるものではなく、「予防保全を目的とした点検・補修であって、対象設備・機器に要求される機能が維持されていることはもちろんのこと、故障、損傷等の兆候（軽度な場合を除く）がない状態から実施するもの。」に限定される。

以下に、重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備の予防保全を目的とした点検・修理における対応を記載する。

a. 重大事故等対処設備^{*5}の場合

LCO逸脱時の措置と同様に、予め当該機能を有する設計基準事故対処設備が動作可能であるとの確認に加え、同等の機能を持つ他の重大事故等対処設備が動作可能であることの確認（必要に応じて補完措置も含む）、AOT延長のための多様性拡張設備が動作可能であることを確認（必要に応じて補完措置も含む）、または当該機能を補完する代替措置を講じた上で実施することとし、作業時間としては、それらの措置に応じた完了時間である3日、30日、あるいは10日を適用する。

なお、可搬設備については、車両上に設置されているものがあり、これらの車両は法定点検を受ける必要がある。2Nを保有しないものについては、上記の設備の場合と同様に、代替措置（多様性拡張設備によるものを含む）等の補完措置を講じ、その車両の法定点検期間についても、その措置に応じたAOTを適用する。

^{*5}：設置許可基準規則により、保守点検による待機除外時のバックアップを確保することが求められている設備については、その設計要求及びバックアップはLCO対象外で管理することを踏まえて、保安規定に定める「予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合」の条文を適用しない。

(3) 保全計画に基づき定期的に行う点検・修理を実施する場合の措置

一部の設計基準事故対処設備（号炉間の共用設備等）については、保全計画に基づき定期的に行う点検・修理を実施する場合、上述(1)③のとおり予防保全を目的とした点検・修理作業として取り扱っていた。重大事故等対処設備のうち、一部設備については、炉心に燃料が無い期間においてもLCOが要求される設備があり、これらについて保全計画に基づき定期的に点検・修理を実施し、LCOに抵触する場合、その点検・修理の目的は設計基準事故対処設備と変わるものではないことから、同様に予防保全を目的とした点検・修理作業として取り扱う。

ただし、点検・修理期間中のリスク増加を抑えるため、点検・修理の実施時期および点検時の措置をあらかじめ保安規定に定めることとする。

なお、従前から実施していた設計基準事故対処設備の保全計画に基づいた定期的に行う点検・修理についても同様に点検・修理の実施時期および点検時の措置をあらかじめ保安規定に定めることとする。

2. 川内原子力発電所における予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合の考え方

基本方針に基づき、保全計画及び送変電設備等の点検計画（以下、「保全計画等」という。）に基づき定期的に行う点検・修理を実施する場合の措置について、第 87 条に記載する。具体的には以下の考え方による。

（1）対象設備の設定

適用モードに依らず運転上の制限が設定されている設備（電源系統設備、使用済燃料ピット監視設備、燃料タンク設備、中央制御室非常用循環設備及び緊急時対策所設備 等）のうち、予防保全を目的として、保全計画等に基づき定期的に点検・修理（以下、「点検」という。）を実施する際に、運転上の制限からの逸脱が避けられない以下の設備を設定する。[表 87（条文、点検対象設備）]

- ・プラントに配備している数量と LCO 所要数が同じであり、点検することにより運転上の制限からの逸脱を判断する必要がある設備
- ・複数設備の共通部（共通の電路、系統等）を点検することにより、運転上の制限からの逸脱を判断する必要がある設備

（2）適用時期

対象設備を点検する時期（運転上の制限外に移行する時期）は、原子炉格納容器から燃料を搬出した時期以降に設定する等、対象設備ごとにプラントの安全性を考慮し、影響が小さい時期に設定する。[表 87（第 87 条適用時期）]

（3）点検時の措置

点検中のリスク増加を抑えるため、対象設備を点検する際に実施する必要がある措置（以下、「点検時の措置」という。）及び実施頻度として、当該設備が運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求されている措置を参考に、設定する。

点検時の措置については、対象設備を点検する（運転上の制限外に移行する）直前に実施する必要があるため、対象設備が運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが完了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。[表 87（点検時の措置、実施頻度）]

各条文に規定している完了時間を超えて点検を実施する場合は、安全上の措置の確実な実施を担保するため、点検時の措置の実施について原子炉主任技術者の確認を得るとともに、完了時間を超えて点検を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する旨を規定する。[第 3 項、第 11 項]

具体的な記載設備及び考え方について、別紙 1 「川内原子力発電所 保安規定第 87 条を適用して保守点検を実施する設備リスト」に記載する。

3. 川内原子力発電所 緊急時対策所（指揮所）における予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の考え方

（1）考え方

緊急時対策所（指揮所）における予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の措置については、「2. 川内原子力発電所における予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の考え方」に基づき実施する。

対象設備については、緊急時対策所用発電機車による電源系統を構成する共通系統が高圧母線であり、第1表に示す通り母線やしゃ断器を複数配置する構成であることから、点検に一定の時間（2時間以上）を要するため、これを設定する。

※設置変更許可申請時審査資料「『実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準』に係る適合状況説明資料について（緊急時対策所の変更）」において、事故等発生後、少なくとも2時間以内には必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了し、緊急時対策所の立上げを実施できる時間

一方、現在運用中の代替緊急時対策所の電源系統は低圧母線であり、緊急時対策所（指揮所）に比べて点検対象設備も少なく、その点検は電路の絶縁抵抗測定等の簡易なものであることから、短時間で点検が実施可能であるため、第87条の適用は不要としていた。

なお、この考え方は、平成29年4月24日の面談において説明した「保安規定における予防保全を目的とした点検・保修の見直しについて」における「2. 青旗作業リストを設定しないものの考え方」の「④運転上の制限に抵触しない範疇での点検」に基づくものである。

<参考：保安規定における予防保全を目的とした点検・保修の見直しについて（一部抜粋）>

2. 青旗作業リストを設定しないものの考え方

LCO適用モード内の「予防保全を目的とした点検・保修」のうち、青旗作業リスト設定しないものについては、次の事項がある。

（中略）

④運転上の制限に抵触しない範疇での点検

S A設備は、手動運用を前提とした設計（ATWS緩和設備を除く）であることから、S A設備のLCOが要求する「動作可能であること」とは、設置変更許可に基づく使命時間（有効性評価において期待される時間）までに起動する状態であることが要求されている。

そのため、使命時間までに起動できる体制を維持した状態での短時間の待機除外については、LCOが要求する「動作可能」の範疇であり、青旗作業には該当しない。

例)

- ・電路の絶縁抵抗測定に伴う一時的なケーブル取外し。

（注：電路の電気特性測定のような点検作業中に高電圧を付加し、速やかな応急復旧ができない点検作業については、青旗作業として青旗作業リストに追加する。）

（以下略）

(2) 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の代替措置（設備対策）について

緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統を点検する際における、代替措置として以下の通り設備対策による仮送電（給電）の可否を①～⑤のケースで検討した。なお、①～⑤それぞれのイメージについては第1図に示す。

- ① 6.6kV 4-12F 母線からメタルクラッド開閉装置に接続するケーブルとコントロールセンタを仮設変圧器を介して仮設ケーブルで接続し、コントロールセンタを経由して各負荷へ給電する。
- ② 6.6kV 4-12F 母線からメタルクラッド開閉装置に接続するケーブルと各負荷をコントロールセンタを経由せず、仮設変圧器及び仮母線を介してそれぞれ仮設ケーブルで接続し、各負荷へ直接給電する。
- ③ 仮設発電機とコントロールセンタを仮設ケーブルで接続し、仮設発電機からコントロールセンタを経由して各負荷へ給電する。
- ④ 仮設発電機と各負荷をコントロールセンタを経由せず、それぞれ仮設ケーブルで接続し仮設発電機から各負荷へ直接給電する。
- ⑤ 1C/2C タービンコントロールセンタから緊急時対策棟計装用電源装置電源切替盤の回路を利用し、コントロールセンタを経由して各負荷へ給電する。

ケース①③⑤については、いずれもコントロールセンタ母線を経由して給電するため、コントロールセンタの点検時には代替措置とならない。なお、緊急時対策棟コントロールセンタ母線点検のみで2時間以上の点検時間が必要となる。

ケース②④については、非常用空気浄化ファン等の緊急時対策所立上げ時に最低限給電すべき負荷（しゃ断器）が13台あるため、その負荷毎に仮設ケーブルや仮設発電機を設置する必要があり、点検作業に必要なスペースの多くを仮設設備が占有することで点検作業に支障する恐れがある。

また、仮設設備による給電中は、充電している仮設設備の近隣での作業が発生すること、及びしゃ断器周辺では充電部と停電部（点検作業箇所）が近接することから、点検作業の安全性が低下する恐れがある。

ケース⑤については、緊急時対策棟計装用電源装置電源切替盤が、コントロールセンタ及び1C/2C タービンコントロールセンタから同時に給電できないようメカニカルインターロックにしているため、1C/2C タービンコントロールセンタからコントロールセンタへの給電是不可能である。また、当該電路は必要な負荷に給電できる電気的な容量を有していない。

上記のとおり、設備対策は、点検作業に必要なスペースの多くを仮設設備が占有し点検作業に支障をきたすこと及び仮設設備から給電する場合、充電部と停電部（点検作業箇所）が近接することとなり、点検作業上、安全性が著しく低下することから現実的ではない。

また、仮設設備の大部分を屋外に設置したとしても、屋外と緊急時対策棟建屋内の各負荷まで仮設ケーブルを設置している間、仮設ケーブル設置ルート上の出入り口や扉を開放する必要があり、その状態で重大事故等が発生した場合は、出入り口や扉を閉めることができず、緊急時対策棟としての機能を損なう恐れがある。

以上より、点検時の代替措置として設備対策による仮送電（給電）は実施不可である。

- (3) 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の代替措置（運用対策）について
緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統を点検する際における、代替措置として、以下のとおり運用対策を検討した。
- 緊急時対策所は、3項(1)に記載のとおり、設置変更許可申請時審査資料において、事故等発生後2時間以内に電源設備及び換気設備を起動完了することで、緊急時対策所（指揮所）としての機能を維持できることを確認している。
- このため、共通系統の点検中に重大事故等が発生しても、2時間以内に緊急時対策所の立上げができるよう、緊急復旧の体制及び手順書の整備を行うこととする。
- なお、緊急時対策所（指揮所）の立上げは緊急時対策本部要員等が対応、点検時の復旧は点検作業員が対応するため、お互いの作業は並行して進めることができる。このため、緊急復旧の体制及び手順の整備を行うことで2時間以内に電源設備及び換気設備を起動できる。

第1表 緊急時対策所における電源系統の点検内容比較

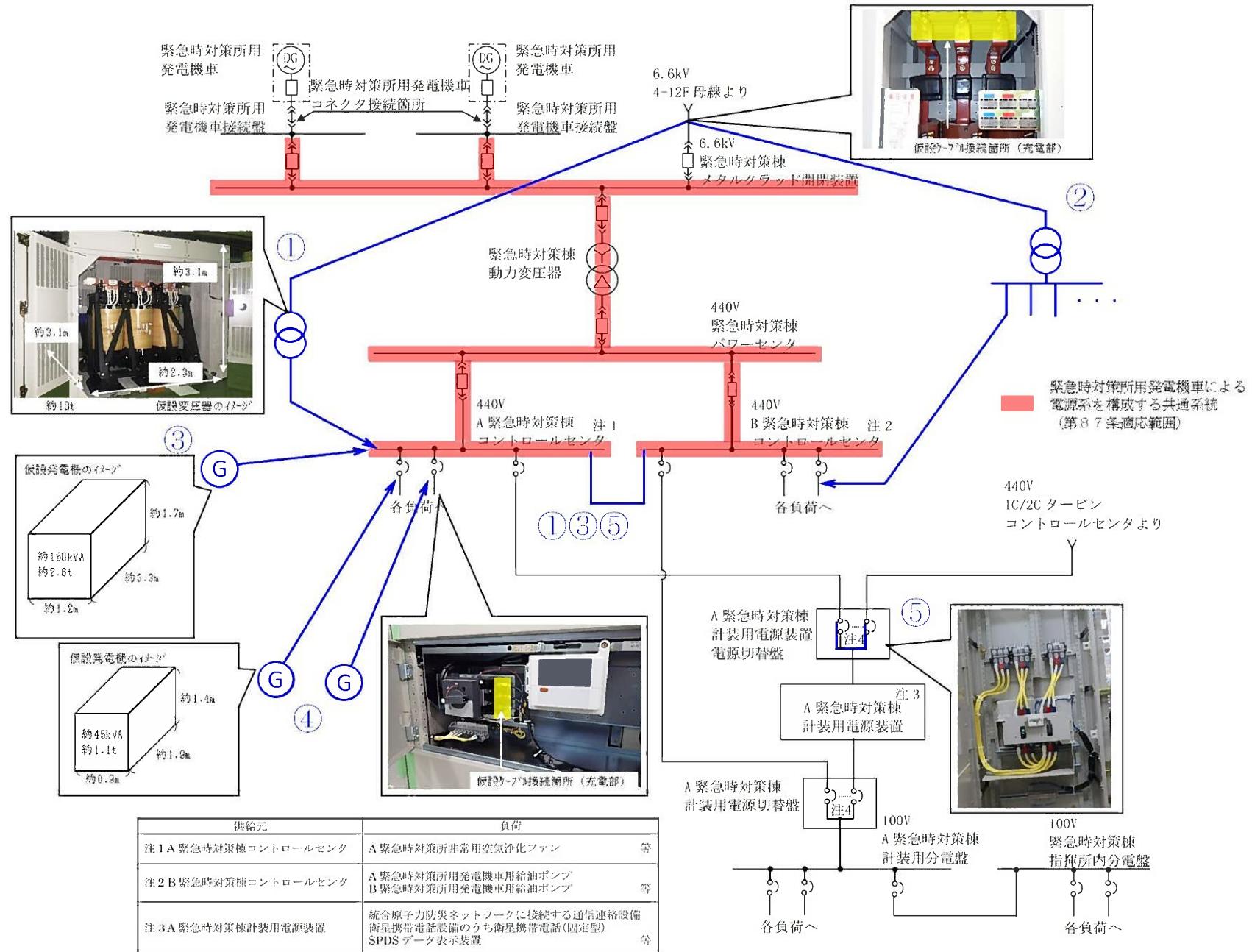
緊急時対策所（指揮所）			代替緊急時対策所		
点検対象機器 ^{*1}	点検内容	点検時間 ^{*3}	点検対象機器	点検内容	点検時間
<u>メタルクラッド 開閉装置</u>	<u>盤 (母線含む) (4面)</u> <u>しゃ断器 (4台)</u>	外観点検（母線清掃含む） ^{*2} 絶縁抵抗測定 外観点検 機構部、真空バルブ点検 動作確認 絶縁抵抗測定	約1日 約6時間		
	<u>動力変圧器（1台）</u>	外観点検（清掃含む） ^{*2} 絶縁抵抗測定	約2時間		
<u>パワーセンタ</u>	<u>盤 (母線含む) (4面)</u> <u>しゃ断器 (9台)</u>	外観点検（母線清掃含む） ^{*2} 絶縁抵抗測定 外観点検 機構部点検 動作確認 絶縁抵抗測定	約1日 約6時間		
<u>コントロール センタ</u>	<u>ユニット (101台) ^{*4}</u>	外観点検（母線清掃含む） ^{*2} 動作確認 絶縁抵抗測定	約1日	<u>コントロール センタ</u>	<u>ユニット (6台) ^{*4}</u> 外観点検（母線清掃含む） 動作確認 絶縁抵抗測定
					1時間以内

*1 第87条を適用する設備には下線を引く。

*2 点検に伴う準備作業（検電、短絡接地器具取付等）を含む。

*3 類似する設備の点検時間から想定（点検を実施する作業員の人数や点検の細分化によって点検時間は変わる可能性がある）。

*4 ユニット（しゃ断器等で構成）数を記載。



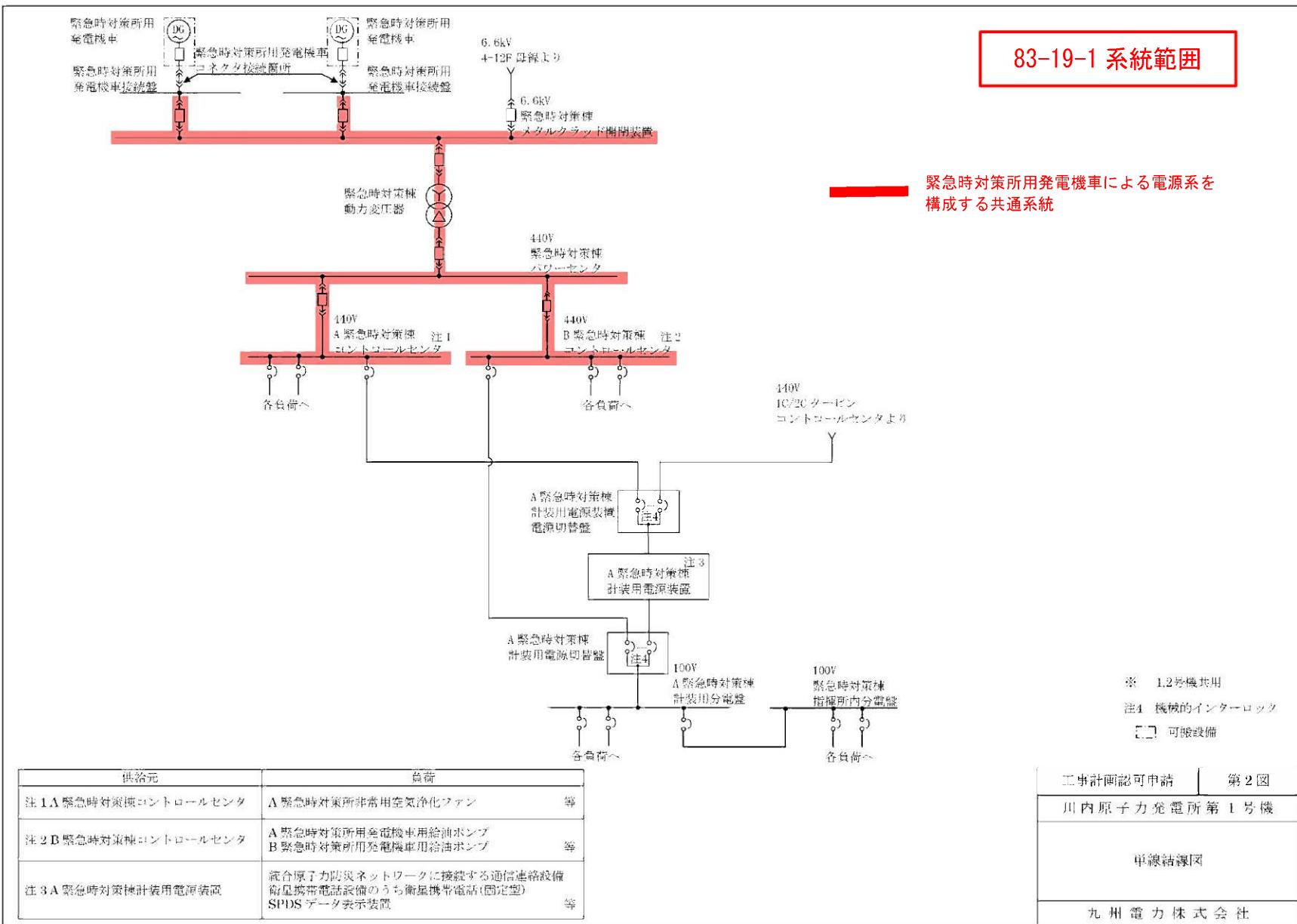
第1図 設備対策による仮送電（給電）のイメージ図

川内原子力発電所 保安規定第 87 条を適用して保守点検を実施する設備リスト

関連条文	点検対象設備	第 87 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	備 考
第 83 条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前* その後の 1 日に 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統の点検時に第 87 条を適用する。(図 1 参照) ・適用時期については、緊急時対策所機能はモードによってその必要性が変わるものではないことから「モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間」とする。

※：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。

第2図



補足説明資料－6

火山影響等発生時の緊急時対策所の居住性確保について

1. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策

火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）の対応については、保安規定添付2に対応内容を定めて運用しているが、緊急時対策所（指揮所）の設置に伴い、現在運用中の代替緊急時対策所から以下のとおり変更する。本資料は、変更点の検討内容について説明するものである。

変更点概要

保安規定 記載箇所 (添付2「3火山影響等 発生時、降雪」)	変更前 代替緊急時対策所	変更後 緊急時対策所（指揮所）
3.4 手順書の整備 キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策	建屋出入口扉に仮設フィルタを設置したうえで扉を開放し常時換気する。	換気設備の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認する。 換気設備停止中は酸素、二酸化炭素濃度を監視する。

1. 1 居住性の確保に関する検討内容

火山影響等発生時の緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するための緊急時対策所（指揮所）の換気設備の停止を行うに当たっては、添付のとおり、緊急時対策所（指揮所）の区画体積及び在室人員等から、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価を行い、外気取入を遮断した場合でも、居住性確保に必要な扉の開放を確認し区画体積を確保することで緊急時対策所（指揮所）の居住性に影響はないことを確認している。

また、換気設備の停止中は、第1表のとおり中央制御室と同様に酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視し、必要により建屋入口扉等を開放し適宜換気を行うこととする。当該扉の開放は常時開放ではなく、一時的に開放し換気を行うことから火山灰の侵入により設備や居住性に影響を及ぼすことは考え難い。

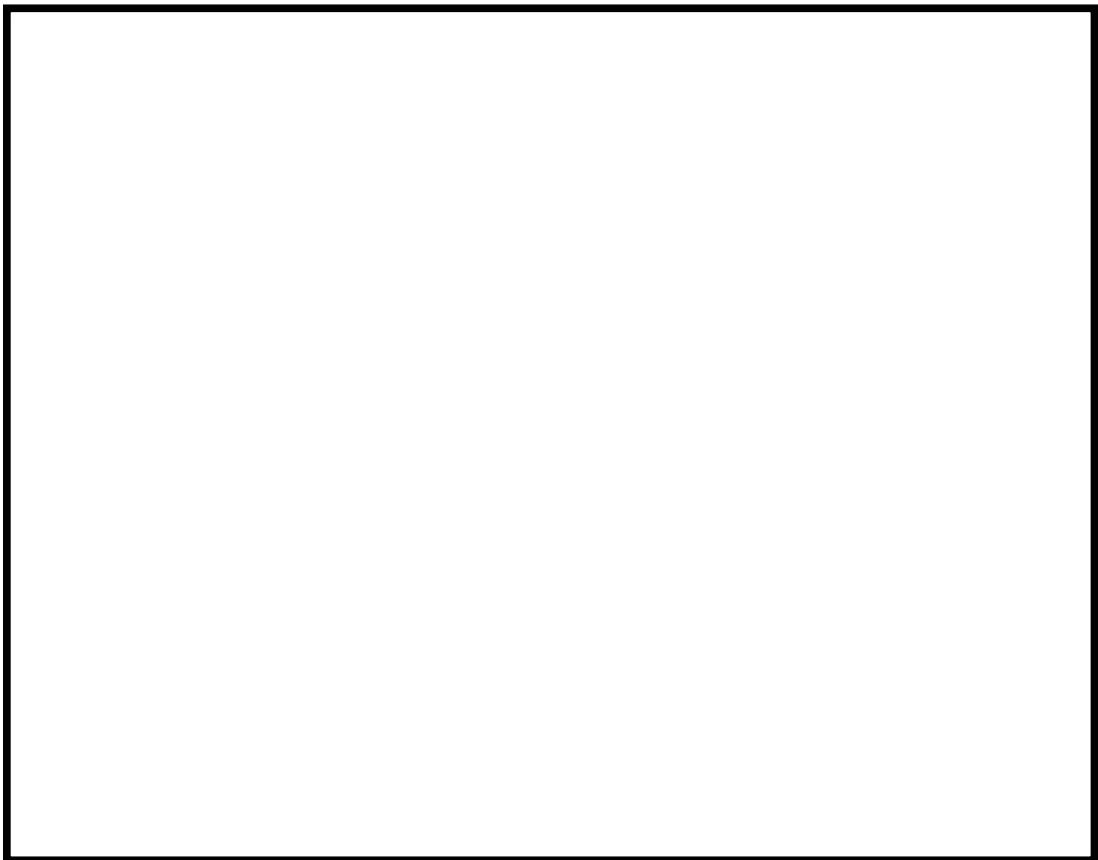
上記の換気設備の停止操作については、緊急時対策所（指揮所）内に設置された監視操作盤にて換気設備の停止（又は停止確認）を実施するため、緊急時対策本部の要員（指揮者等）にて対応可能であり、当該手順着手の判断にも変更はない。

火山事象収束後は、設備及び建屋等の巡回点検を実施し、火山灰による影響が考えられる箇所については、除灰（清掃）作業を実施する。

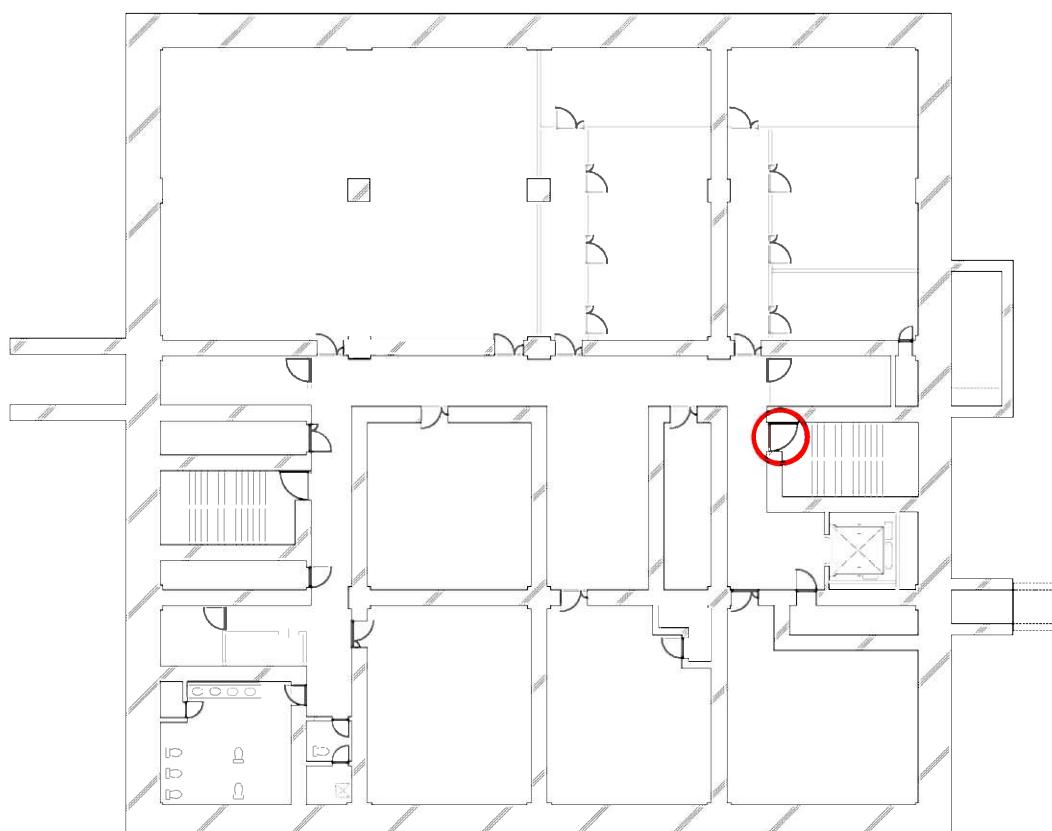
詳細は、下位規定文書（手順書）に定める。

第1表 火山影響等発生時の対応内容の比較

対応箇所 ／対応者	着手判断	対応内容
緊急時対策所（指揮所） ／指揮者等	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が発表する降灰予報により発電所への「多量」の降灰が予想された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備停止による外気遮断及び居住性確保に必要な扉の開放確認を実施。 ・酸素濃度、二酸化炭素濃度を監視し、適宜外気取入（扉の開放）
代替緊急時対策所 ／指揮者等	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域内の火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋入口扉の開放及び建屋入口扉へのフィルタ設置を実施。 ・酸素濃度、二酸化炭素濃度を監視し、適宜フィルタ交換
中央制御室 ／運転員	<ul style="list-style-type: none"> ・降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉回路循環運転による外気遮断を実施。 ・酸素濃度、二酸化炭素濃度を監視し、適宜外気取入



地上 1 階



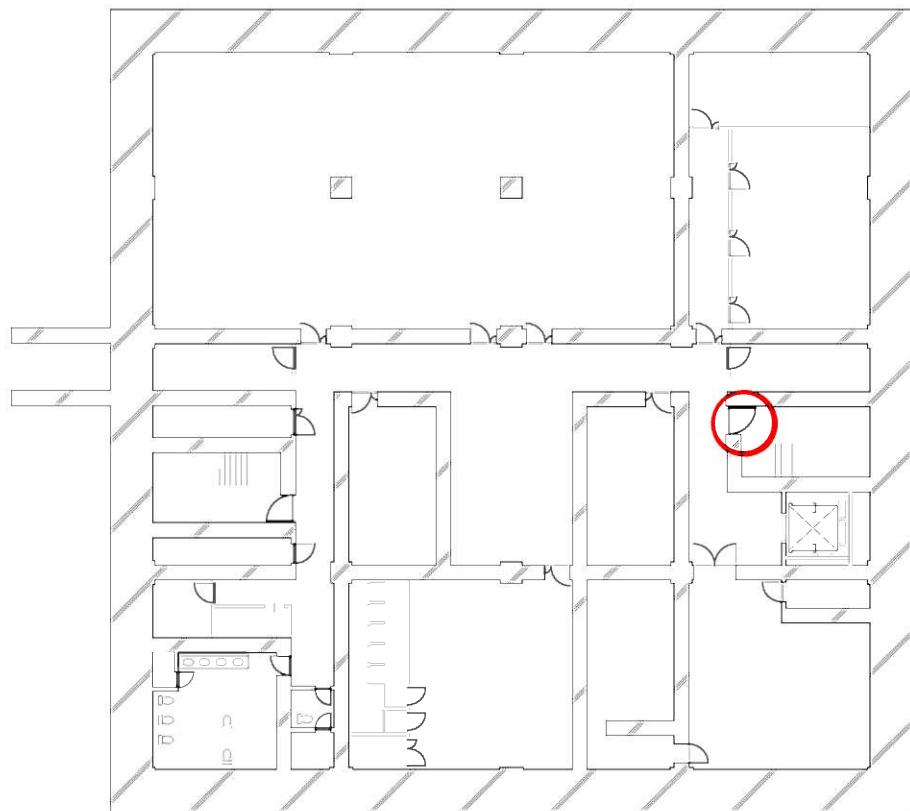
地下 1 階

□ : 緊急時対策所（指揮所）

○ : 居住性確保に必要な扉（開確認）

■ : 外気取入時に開放する扉（例）

第 1 図 緊急時対策棟平面図（1 / 2）



地下2階

○：居住性確保に必要な扉（開確認）

第1図 緊急時対策棟平面図（2／2）

火山灰等に対する緊急時対策棟の居住性について

緊急時対策所（指揮所）に係る設備に対する自然現象等の考慮として、自然現象等のうち火山灰、火災による二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）の建屋内への侵入を考慮する。

自然現象等と重大事故等が重畠しないことを踏まえ、火山灰等が建屋内に侵入する場合には、建屋内の設備に対しては点検・補修等を実施し、緊急時対策棟内の居住性に対しては図1のとおり、外気取入ダンパの閉止及び空調ファンの停止の運用により、緊急時対策棟の居住性を確保する設計とする。（外気取入ダンパの閉止及び空調ファンの停止により、緊急時対策棟の外気からの流入が遮断されることから、火山灰等の建屋内への流入が防止される。）

外気取入ダンパの閉止及び空調ファンの停止時の緊急時対策棟内の酸素濃度等への影響について、以下に示す。

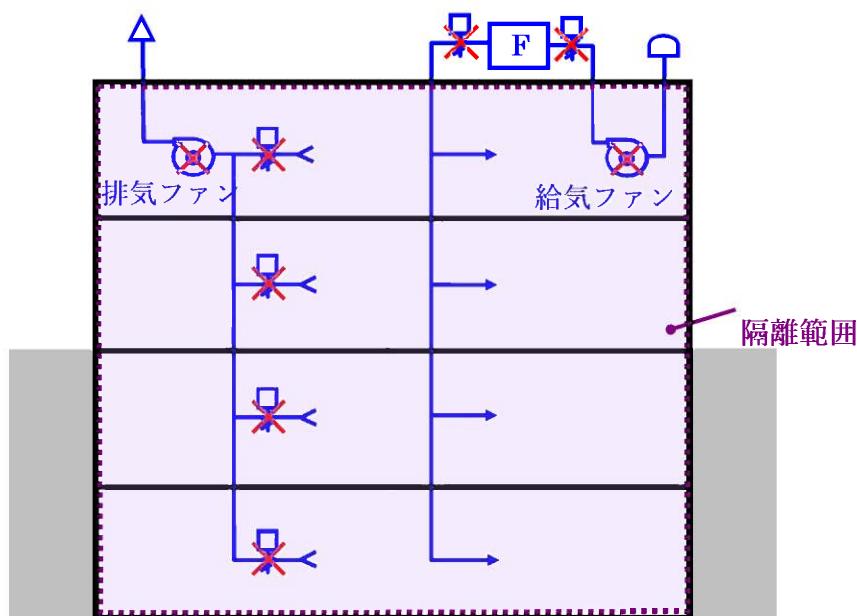


図1 外気取入ダンパの閉止及び空調ファンの停止 概要図

○ 評価条件

緊急時対策棟内の居住性評価における評価条件を表1に示す。

評価においては給気ファン並びに排気ファン停止及びダンパ閉止により給排気を停止し、緊急時対策棟の空調系統を外部から隔離できる設計としている。

各階層は階段により繋がっており、階層を繋ぐ扉は開放しているため区画体積としては緊急時対策棟全体とすることができるが、保守的に緊急時対策棟のうち1Fの緊急時対策棟（指揮所）にB1F及びB2Fの居住エリア（廊下、トイレ等は除く）を加えた区画を区画体積として評価を実施する。

評価としては、「空気調和・衛生工学便覧 第14版 第3編 空気調和設備設計」に基づいて評価を実施する。

表 1 緊急時対策棟内の居住性評価条件

項目	評価条件	備 考
在室人員	100 人	緊急時対策所（指揮所）にとどまることができる対策要員の最大人数
区画体積	8,300 m ³	緊急時対策所（指揮所）+B1F 及び B2F の居住スペースの体積
初期酸素濃度	20.95%	「空気調和・衛生工学便覧」の成人呼吸気より、引用
初期二酸化炭素濃度	0.03%	「原子力中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規定 (JEAC4622-2009) より引用
酸素消費量	0.02184 m ³ /h・人	「空気調和・衛生工学便覧」より準備を含む現場作業対応がないため「静座」より引用
二酸化炭素吐出量	0.022 m ³ /h・人	「空気調和・衛生工学便覧」より準備を含む現場作業対応がないため「極軽作業」より引用
許容酸素濃度	19%以上	「鉱山保安法施行規則」に準拠 (鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内は、当該濃度以上とする通気の確保を要求)
許容二酸化炭素濃度	1%以下	「鉱山保安法施行規則」に準拠 (鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内は、当該濃度以下とする通気の確保を要求)

○ 評価結果

酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価結果を表 2 に示す。

評価の結果、外気取入ダンパの閉止及び空調ファンの停止により 36 時間外気取入を遮断した場合でも、緊急時対策棟の居住性に影響はないことを確認した。

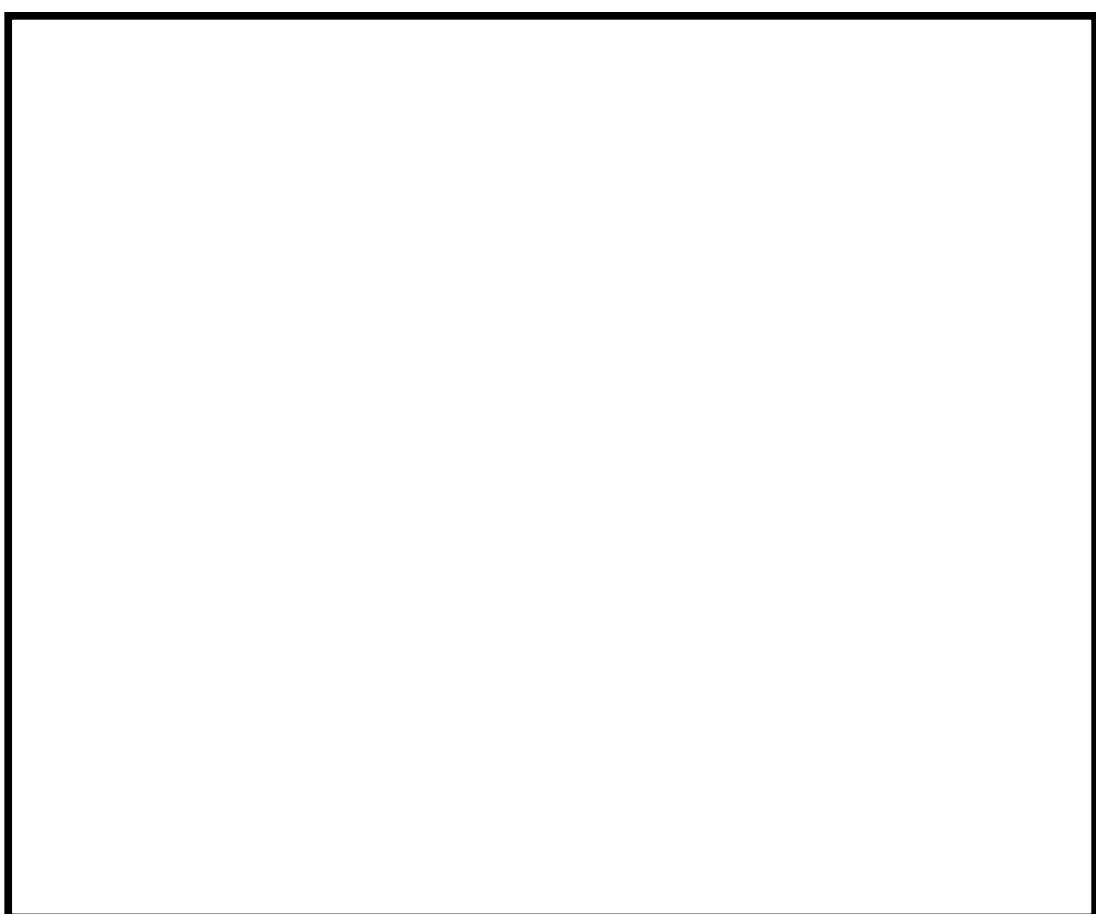
表 2 緊急時対策棟 酸素／二酸化炭素濃度評価

項目	時間 許容濃度	12 時間	24 時間	36 時間
酸素濃度	19%以上	20.63%	20.31%	20.00%
二酸化炭素濃度	1.0%以下	0.349%	0.667%	0.985%

SA 時における緊急時対策所（指揮所）立ち上げの際に閉める扉について

緊急時対策所加圧設備による加圧は、希ガス等の放射性物質を含む外気が緊急時対策所（指揮所）内に侵入しないように実施する防護措置であり、加圧時は、開放状態の扉を閉め、加圧対象エリア内を密閉することとしている。

SA 時における緊急時対策所（指揮所）立ち上げの際に閉める扉について第 1 図に示す。



✖ : 常時開、立ち上げ時閉

■ : 加圧対象エリア

第 1 図 緊急時対策棟（地上 1 階）平面図